

○附属校学費等の納付に関する規程

2011年3月16日

規程第893号

(趣旨)

第1条 学校法人立命館が設置する小学校、中学校および高等学校（以下「附属校」という。）の学則にもとづき、学費等の納付に関する事項を定める。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 「授業料等」とは、授業料、コース費および教育充実費をいう。
- (2) 「在学月」とは、在学する日が含まれる月をいう。
- (3) 「休学月」とは、休学を開始する日の前日が属する月の翌月から休学が終了する日の翌日が属する月の前月までの月をいう。

（金融機関の休業日である場合の納付期日）

第3条 納付期日が金融機関の休業日である場合には、納付期日は金融機関の翌営業日とする。

第1章 入学検定料、入学金

(入学検定料の納付)

第4条 入学検定料の納付期日および方法は、各附属校の入学募集要項で定める。

(入学検定料の免除)

第5条 次の各号の一に該当する者は、入学検定料を免除する。

- (1) 他の附属校から転入学を志願する者
- (2) 再入学を志願する者
- (3) 元に学籍を有していた附属校に編入学または転入学を志願する者
- (4) 立命館中学校から立命館高等学校へ入学を志願する者
- (5) 立命館小学校から立命館中学校へ入学を志願する者

（入学検定料の特例）

第6条 学校教育法第71条にもとづく一貫教育を実施している中学校から高等学校へ入学する者は、入学検定料を要しない。

（入学金の納付）

第7条 入学金の納付期日および方法は、各附属校の入学手続き要項で定める。

（入学金の免除）

第8条 次の各号の一に該当する者は、入学金を免除する。

- (1) 他の附属校から転入学する者
- (2) 再入学者
- (3) 元に学籍を有していた附属校に編入学または転入学する者
- (4) 立命館小学校から立命館中学校へ入学する者
- (5) 立命館中学校から立命館高等学校へ入学する者

第2章 授業料等

(授業料等の納付)

第9条 授業料等の納付は、学校により年額を次の各号のとおり分割して納付するものとする。ただし、第2号の学校は、年額を一括納付することを認める。

- (1) 2回分割の学校
 - 立命館宇治中学校
 - 立命館宇治高等学校
 - 立命館守山中学校
 - 立命館守山高等学校
 - 立命館小学校
- (2) 3回分割の学校
 - 立命館中学校
 - 立命館高等学校
- (3) 月分割の学校
 - 立命館慶祥中学校
 - 立命館慶祥高等学校

- 2 各回の納付額は、2回に分割して納付する学校は別表1—1に、3回に分割して納付する学校は別表1—2に、月毎に分割して納付する学校は別表1—3に定める。
- 3 各回または月の納付額に円未満の端数が生じる場合は、千円未満を切り捨て、各回または月の納付額の合計が授業料等の合計額と同額になるように不足額を校長が指定する回または月の納付額に加算する。
- 4 前2項にかかわらず、高等学校の各回または月の納付額は、前2項にもとづく納付額から公立高等学校に係る授業料等の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律にもとづき支給される高等学校等就学支援金の額をあらかじめ減じた額とする。

(授業料等の納付期日)

第10条 授業料等の納付期日は、2回に分割して納付する学校は別表2—1に、3回に分割して納付する学校は別表2—2に、月毎に分割して納付する学校は別表2—3に定める。

2 前項にかかわらず、前条第1項ただし書きにより年額を一括納付する場合は、4月27日を納付期日とする。

(延納)

第11条 保護者は、前条の納付期日までに授業料等を納付することが困難な場合、納付期日までに理由および納付計画を添えて校長に延納を願い出ることができる。

2 校長は、前項の願い出の理由がやむをえないと認めた場合、次の各号に定める期日を限度として延納を認めることができる。ただし、最終回の延納は、学年の課程修了認定日の前日を限度とする。

(1) 2回分割の学校および3回分割の学校
次回の納付期日が属する月の前月の末日

(2) 月毎に納付する学校
願い出受理日が属する学期の末日

(再延納の特例)

第12条 保護者は、前条第2項により延納を認められたにもかかわらず、延納の期日までに授業料等を納付することができない場合、延納の期日の1か月前までに理由および納付計画を添えて校長に延納を願い出ることができる。

2 校長は、前項の願い出の理由に特別の事情があると認めた場合、学年の課程修了認定日の前日まで特別に延納を認めることができる。

第3章 学籍異動者の授業料等および在籍料の納付 (学籍異動者の授業料等)

第13条 次の各号の一に該当する者の当該年度の納付額は、授業料等の合計額の12分の1に当該年度の在学月数を乗じた額とする。ただし、円未満の端数は切り上げる。

(1) 4月2日以降の編入学、転入学、再入学および復学者

(2) 休学者

(3) 転学、退学および除籍者

2 前項に該当する者の各回または月の納付額は、授業料等の合計額の12分の1に当該回または月の在学月数を乗じた額とする。ただし、端数の処理は第9条第2項に準拠する。

3 前項の各回または月の納付額の合計額が第1項の当該年度の納付額と同額になるよう不足額を校長が指定する回または月の納付額に加算する。

(卒業延期者の授業料等)

第14条 学則にもとづく留学を認められた者が留学により卒業時期が遅れた場合、翌年度の授業料等の納付額は、前条に規定する者の納付額に準じる。

(学籍異動者の授業料等の納付期日)

第15条 編入学、転入学、再入学または復学の日が第10条に定める納付期日を経過している場合、納付期日は、校長が指定する日とする。

2 退学、転学、除籍または卒業日が、第10条に定める納付期日以前である場合、納付期日は、退学、転学、除籍または卒業の日の前日とする。

(休学の取消しまたは休学期間の短縮が許可された者の授業料等の納付)

第16条 休学の取消しまたは休学期間の短縮が許可された者は、取消しまたは短縮後の納付額がすでに納付している額を超える場合、当該差額を一括して納付しなければならない。

2 前項の授業料等の納付期間は、許可日から2週間以内とする。

(在籍料)

第17条 休学を許可された者は、休学の開始日から2週間以内に1か月の在籍料に当該年度の休学月数を乗じた金額を一括して納付しなければならない。

2 前項にかかわらず、立命館中学校および立命館高等学校に在籍する休学を許可された者は、休学の開始日から2週間以内に学則に定める在籍料を一括して納付しなければならない。

3 年度を越えて休学を許可された者は、翌年度第1期納付期日までに1か月の在籍料に翌年度の休学月数を乗じた金額を一括して納付しなければならない。ただし、立命館中学校および立命館高等学校に在籍する者は、この限りではない。

(休学期間の延長が許可された者の在籍料の納付)

第18条 休学期間の延長が許可された者は、1か月の在籍料に当該年度の休学月数を乗じた在籍料からすでに納付している在籍料を差し引いた金額を一括して納付しなければならない。ただし、立命館中学校および立命館高等学校に在籍する者は、この限りではない。

(返還および充当)

第19条 学則にもとづき、既に納付された授業料等または在籍料が所定の額を超える場合は、第13条により差額を返還する。ただし、別に授業料等または在籍料を納付しなければならない場合には、これに充当する。

第4章 改廃

第20条 この規程の改廃は、一貫教育委員会が行う。

附 則

この規程は、2011年4月1日から施行する。

附 則（2011年9月21日 立命館慶祥中学校・高等学校の納付方法の変更に伴う一部改正）

- 1 この規程は、2012年4月1日より施行する。
- 2 前項にかかわらず、2012年3月31日以前に入学した立命館慶祥中学校および立命館慶祥高等学校の生徒は、第9条第1項および第10条については従前の例による。

附 則（2013年1月30日 入学金免除の要件、授業料等の納付方法等の変更に伴う一部改正）

- 1 この規程は、2013年4月1日から施行する。
- 2 前項にかかわらず、第8条第5号は、2013年3月31日在籍する者については、なお従前の例による。

附 則（2015年3月18日 改廃手続の変更に伴う一部改正）

この規程は、2015年4月1日から施行する。

附 則（2015年11月11日 納付期日の変更に伴う一部改正）

この規程は、2016年4月1日から施行する。

附 則（2016年3月16日 授業料等の返還方法の変更に伴う一部改正）

この規程は、2016年4月1日から施行する。

附 則（2019年7月24日 納付期日の変更に伴う一部改正）

この規程は、2019年7月24日から施行し、2019年4月1日から適用する。

別表1—1 納付額（2回分割の学校）

学校	第1回	第2回
立命館宇治中学校	(授業料+教育充実費) の2分の1	(授業料+教育充実費) の2分の1
立命館宇治高等学校	コース費の全額	
立命館守山中学校		の合計
立命館守山高等学校		
立命館小学校		

別表1—2 納付額（3回分割の学校）

学校	第1回	第2回	第3回
立命館中学校	(授業料+教育充実費) の12分の5	(授業料+教育充実費) の12分の4	(授業料+教育充実費) の12分の3
立命館高等学校			

コース費の全額の合計		
------------	--	--

別表 1—3 納付額（月分割の学校）

学校	4月～3月の各月
立命館慶祥中学校	(授業料+教育充実費) の12分の1
立命館慶祥高等学校	

別表 2—1 納付期日（2回分割の学校）

学校	第1回	第2回
立命館宇治中学校	4月 27日	10月 27日
立命館宇治高等学校		
立命館守山中学校		
立命館守山高等学校		
立命館小学校		

別表 2—2 納付期日（3回分割の学校）

学校	第1回	第2回	第3回
立命館中学校	4月 27日	9月 27日	1月 10日
立命館高等学校			

別表 2—3 納付期日（月分割の学校）

学校	4月	5月～1月	2月～3月
立命館慶祥中学校	4月 25日	各月 27日	2月 25日
立命館慶祥高等学校			

注 3月納付分は2月納付分と合わせて2月25日に納付する。